（座席ベルト等）

第二十条　（略）

2～11　（略）

12　平成二十四年七月二十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成二十八年七月二十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成二十六年七月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第三十条第一項第一号の規定中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第7改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第5改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）」と、同条第二項の規定中「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第7改訂版補足第7改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。以下同じ。）」を「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第7改訂版補足第4改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。以下同じ。）」と、同条第四項の規定中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第7改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（通路に設けられる補助座席にあっては6.及び7.に限る。）に限る。第108条において同じ。）」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第5改訂版補足改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.5.までに限る。以下同じ。）」と、同条第十項の規定中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第7改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第5改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）」と読み替えるものとする。

13～20　（略）

21　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第二十二条の三第五項の規定並びに細目告示第三十条第十項及び第十一項、第百八条第十二項及び第十三項並びに第百八十六条第十二項及び第十三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成二十九年国土交通省令第三十九号）による改正前の保安基準第二十二条の三第五項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十二年八月三十一日以前に製作された自動車

二　平成三十二年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十二年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

22　次の各号に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、保安基準第二十二条第三項第七号に定める座席及び協定規則第十六号（同規則第七改訂版の規則15・6・に限る。）に定める座席に備えるものについては、保安基準第二十二条の三第五項の規定並びに細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項の規定は適用しない。

一　平成三十四年八月三十一日以前に製作された自動車

二　平成三十四年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

（座席ベルト等）

第二十条　（略）

2～11　（略）

12　平成二十四年七月二十一日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成二十八年七月二十一日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車（平成二十六年七月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第三十条第一項の規定中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第5改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）」と、同条第二項の規定中「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第7改訂版補足第7改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。以下同じ。）」を「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第7改訂版補足第4改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。以下同じ。）」と、同条第四項の規定中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（通路に設けられる補助座席にあっては6.及び7.に限る。）に限る。第108条において同じ。）」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第5改訂版補足改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.5.までに限る。以下同じ。）」と、同条第十項の規定中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第5改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）」と読み替えるものとする。

13～20　（略）

（新設）

（新設）